令和4年4月から年金制度が改正されます

●在職中の年金受給の在り方の見直し

① 65歳以上の方の老齢厚生年金にかかる「在職定時改定」の導入 毎年9月1日において65歳以上で厚生年金に加入している方の年金額に ついて、前年9月から当年8月までの被保険者期間を加えて、当年10月に 年金額の改定を行うものです。

令和4年3月まで	令和4年4月以降
厚生年金被保険者の資格を喪失し	年に1回(10月)、保険料を反映し
た時(退職時又は70歳到達時)に改	て年金額が改定される。
定される。	→ <u>在職中に年金額が変動する。</u>
→在職中は年金額の変動なし。	*年金額が増額されます*

- ② 65歳未満の方の老齢厚生年金にかかる「在職支給停止」の見直し 65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金について、在職中 は賃金と年金の合計額が月28万円(基準額)を超えると年金の支給額が減 額されていましたが、この基準額が65歳以上の方と同様に月47万円*に緩 和されます。
 - ※ 基準額は法令に基づき改定される場合があります。
- 例) 賃金の月額*が28万円、年金が10万円、合計が38万円の場合

令和4年3月まで	令和4年4月以降
合計額が28万円を超えるため、年	合計額が47万円を超えないため、
金の一部又は全部が支給停止され	年金が全額支給される。
<u> </u>	

※賃金の月額は、標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額の総額 1/12 の額との合計額です。

●加給年金額の支給停止条件の変更

加給年金とは、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権を有する方(受給権者)によって生計を維持されている65歳未満の配偶者や子がいるときに、原則として受給権者が65歳となってから自身の年金に加えて支給されるものです。

なお、生計を維持されていることには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 生計を共にしていること(同居)
- ② 恒常的な収入が850万円未満(所得額 655 万5千円未満)

今回の改正では、加給年金の対象となる配偶者自身が被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等の受給権を有している場合において、配偶者自身の年金が全額支給停止中の場合の取扱いが次のとおり変更となります。

令和4年3月まで	令和4年4月以降
配偶者の年金が全額支給停止中	配偶者の年金が全額支給停止中
は加給年金額が支給される。	でも加給年金額は支給されない。

ただし、令和4年3月時点で次の要件を満たす方には、令和4年4月以降も支給を継続する経過措置が設けられています。

- ① 受給権者本人の老齢厚生年金又は障害厚生年金に加給年金が支給されているとき。
- ② 加給年金の対象者となる配偶者自身が、被保険者期間が240月以上の老齢厚生年金等の受給権を有しており、その全額が支給停止されているとき。

●繰下げ受給の上限年齢の引き上げ

年金を繰下げ受給する場合の上限年齢について、70歳から75歳に引き上げられます。ただし、この引き上げが適用されるのは、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方(昭和27年4月2日以後に生まれた方)が対象となります。

●繰上げ受給の老齢厚生年金の減額率の変更

年金を繰上げ受給した場合の減額率について、1月当たり現行の0.5%から0.4%に変更となります。ただし、この変更が適用されるのは、令和4年4月1日以降に60歳に到達する方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

●国民年金手帳の廃止(基礎年金番号通知書へ切り替え)

国民年金手帳が配布されなくなります。

新たに年金制度に加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する 方には、基礎年金番号通知書が発行されます。

~終わりに~

今回の年金制度改正に関するお知らせは、組合員の皆様にとって影響が大き いと思われる内容を抜粋して掲載しております。

上記以外の改正については、以下の参考資料等に随時掲載されていますので ご覧ください。

≪参考資料≫

「KKR 年金だより」及び「広報誌 KKR」

②こちらには、厚生年金制度の改正を含め、さまざまな年金に関する情報が掲載されています。KKR ホームページ及び裁判所共済組合ホームページのお知らせに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

(KKR ホームページへのリンク)

https://www.kkr.or.jp/

・「日本年金機構」のホームページ

♂今回の改正を含め、年金制度に関する情報が掲載されていますので、参考にしてください。

(日本年金機構へのリンク)

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.html